

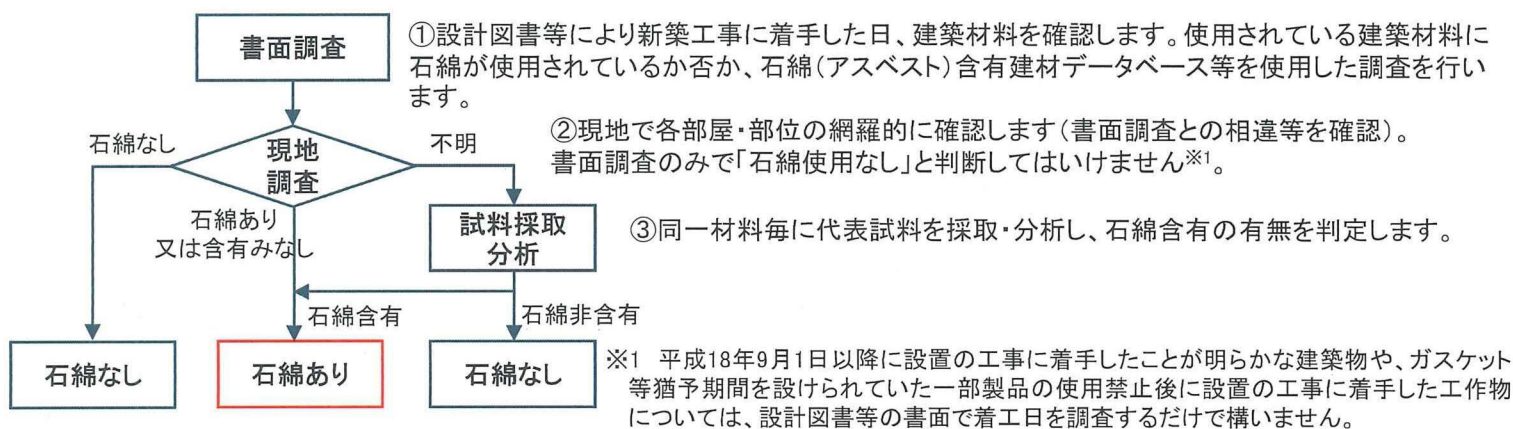
建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

解体等工事の元請業者等は、工事を行う前に石綿含有建材が使用されていないか確認する必要があります。

(1) 大気汚染防止法に事前調査の方法が規定されました。(新法第18条の15第1項)

- ① 設計図書その他書面による調査
- ② 現地での目視による調査
- ③ 分析による調査

NEW



(2) 建築物の事前調査は、必要な知識を有する者を実施させる必要があります※2~5。

【義務付け適用】令和5(2023)年10月1日~

NEW

(新法第18条の15第1項及び第4項、新規則第16条の5)

- ① 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ② 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)

③は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能。なお、義務付け適用前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※2 工作物については、調査者等による事前調査の実施は義務付けられていません。

※3 石綿含有建材の種類が多岐にわたるような大規模建築物や、改修を繰り返し石綿含有材料の特定が難しい建築物は、特定調査者や一定の実地経験を積んだ一般調査者に調査を依頼してください。

※4 義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

※5 分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省令第277号)に依頼してください。



自主施工者である個人による事前調査について

解体等の工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く)が床、壁、天井等への家具の固定のための孔あけ等、排出・飛散される粉じんの量が著しく少ない軽微な工事のみを施工する場合は、必ずしも「必要な知識を有する者」に事前調査を実施させる必要はありません。

ただし、個人であっても作業基準の遵守義務等は適用されますので、専門家による事前調査をお勧めします。

